

平成 18 年 5 月 18 日

当社の判断により信用取引における委託保証金代用有価証券の 掛目の変更等を行う場合について

明和証券株式会社

下記の事象が発生した場合には、当社独自の判断において、信用取引における委託保証金代用有価証券の掛目の変更又は代用有価証券から除外する（以下「掛目の変更等」といいます。）場合があります。

掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、ご通知した日（郵送の場合は発送日）から起算して6営業日目の日といたします。ただし、下記の事象の場合において、当社が必要と認めるときには、ご通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

記

発行会社の株価が一定金額を下回った場合

発行会社が債務超過となった場合

発行会社に明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生した場合

上記の事象が発生し、更に、今後株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合

なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば次のようなケースが想定されます。

- ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
- ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- ・ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
- ・ 行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
- ・ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

以上